

2025 第14回東アジア金融被害者交流集会

日台韓国際交流会議

被害者の会 李君妮

カード債務被害者の会：これまでの歩みと活動内容

年	時事と活動
2006年	台湾では「ダブルカード・クライシス」が発生し、 多くの人々がクレジットカードやキャッシングカード債務によって困難に陥った。
2007年	民間では消費者債務整理制度の改革を求める声が高まり、 台湾法律扶助基金会や簡錫堦議員等が活動を開始した。
2010年4月17日	林永頌弁護士や呉宗昇副教授等によって カード債務被害者の会が創設された。
2011年9月18日	「法改正でカード債務者を救おう」と題した大規模デモを開催し、 台湾の国会に「消費者債務整理条例」の法改正を重視するよう呼びかけた。
2012-2018年	「消費者債務整理条例」の法改正運動を引き続き推進し、 台湾国会の公聴会や司法院の協議会に参加した。
2020年代	毎月、定期的に法律相談会を開き、債務者の更生・清算手続の申立を支援する。
2024年	貸金業者規制法の早期実現を呼びかけ、 台湾版「貸金業法」の制定を目指して活動している。



当会の主な活動

- 「悪質銀行トップ10」ランキング発表と抗議活動の実施
- 「消費者債務整理条例」改正草案の作成
- 毎月2回の無料法律相談会（オンライン及び対面式）開催
- 債務者の更生・清算申立を支援、個別サポート提供
- 法律扶助基金会、教会、弁護士会等と連携

カード債務被害者の会 顧問



被害者の会顧問・創設者
林永頌弁護士



被害者の会・顧問
趙興偉弁護士



被害者の会顧問・創設者
吳宗昇先生

カード債務被害者の会 組織形態

財団、協会→ハード組織

規律や制度、職員の善意の寄付によって維持されている

カード債務被害者の会→ソフト組織

他の財団法人とは異なり、すべてのボランティアは自主的に活動している

運営方法、事業内容などは執行委員会で公開議論が行われる

また、会の財務も独立的で透明性があり、

ボランティアの合意と協力によって支えられている

ハード／ソフト型組織 比較表

要素	ハード型組織	ソフト型組織
基本理念	規則、制度、プロセス	文化、価値観、信頼
管理方式	トップダウン、権限・責任が明確	協議・対話、コンセンサス形成
組織構造	厳格な分業、明確な階層	柔軟で流動的、調整可能な役割
組織統制	規範、賞罰制度	自律、暗黙の了解、集団規範
運営重点	効率、標準化、安定	柔軟性、創造性、結束力
人間関係	公式、職務志向	非公式、感情志向
適用組織	安定、予測可能な産業 (例：製造業、金融機関)	変化が激しい、革新を要する環境 (例：スタートアップ、公益団体)
長所	規範が明確、管理しやすい	高い柔軟性、創造的、強い連帯感
短所	硬直化しやすい、革新に不向き	効率低下しやすい、意思決定遅い

社会による債務者の受け入れ および自己認識の問題

「カード債務者」は、たとえ返済を終えても、

しばしば「社会的受容」の壁に直面する

原因はレッテル、信用記録、社会的イメージにある

1.返済後も立ちはだかる「社会的受容」の壁

(1) 信用記録がもたらす影響

台湾金融監督管理委員会の規定：

カード債務の任意整理、支払遅延、または更生・清算などの記録は、連合徵信センター（訳注：「信用情報機関」に当たる）に数年間（通常5～7年）保管される。返済を終えても、銀行から「高リスク顧客」とみなされ、ローンやクレジットカードの申請が制限される。これにより、個人が通常の金融活動を回復することは難しく、社会的な「信用差別」も解消されない。

(2) 社会的レッテルと偏見

一度でも「カード債務者」や「債務問題を抱えていた人」とみなされると、親族や友人との関係上、または就職や結婚などの活動で無意識の偏見を受けやすくなる。

たとえ債務者自身が更生していても、世間では「過剰な借入をした人」に対する「無責任、浪費家」という固定観念が根強く残っている。

(3) 心理的プレッシャーと自己認識

多くのカード債務者は債務から抜け出した後も、長期間にわたる羞恥心、自責の念、焦燥感などの影響で、なかなか通常の世界生活に復帰できない。

被害者の会や支援団体は、そうした人々の自尊心と自信の再構築を支援する役割を担っている。

2. 「社会的受容」 向上の改善策

(1) 制度面

「信用回復制度」を整備し、債務者が返済を終えた後、段階的に信用評価を回復できるようにする。

「消費者債務整理条例」のもとで、「更生後クリーン」の社会的認可制度を導入する。

(2) 社会面

スティグマをなくすための啓発教育を推進し、カード債務危機が制度と時代的要因によるものであり、単に一個人の問題ではないという理解を社会に広める。

NGO、被害者の会が継続的に声を上げ、債務者の「社会復帰」を支援する。

(3) 個人面

新たにポジティブな信用記録を積極的に積み重ねる。

(例えば、安定した仕事に就く、他の小口ローンを正しく返済するなど)

心理カウンセリングや支援団体を活用し、自己スティグマを減軽する。

ボランティア活動のハイライト

2024年 慰労会

卡債自救會志工教育訓練講習會//律師答詢專集



由卡債受害人自救會建立

播放清單 • 111 部影片 • 觀看次數：14,149 次

債務人常問 41 題 Q&A？，是由法扶周漢威執行長及多位專業律師，於 2013 年收集各債務人對於申請消債條例所遭遇到的困境...顯示更多

全部播放

已隱藏無法播放的影片



《自救會志工教育訓練》輔：
大社會系學生志工怡綸...
卡債受害人自救會
觀看次數：96 次 • 8 個月前



《自救會志工教育訓練》公：
關組惠如志工談接公機...
卡債受害人自救會
觀看次數：69 次 • 8 個月前



《自救會志工教育訓練》麗：
芬志工談學長姐經驗分...
卡債受害人自救會
觀看次數：161 次 • 8 個月前



ボランティア研修



大溪へ懇親旅行

被害者の会への参加と自己成長

人の助けとなる支援者

入会した当初、私は何もわからず、感情が高ぶっていたりネガティブな気持ちを抱えていたりする債務者の方々と向き合う中で、自身の感情が引きずられてしまうこともありました。また、相談内容は大抵ひとつつながりで、複雑かつ混乱していて、何から手を付ければいいのかわからないことも多々ありました。そんな時、先輩方が自らの経験を共有し、私を励ましながら、案件を受けよう、債務者の力になろうと背中を押してくれました。その力がお互いの活動を支えています。

林弁護士は「消費者債務整理条例は『恵み』の制度です」とおっしゃいました。私はキリスト教徒ではありませんが、支援を行うたびにもっと学びたいという気持ちが湧き起こりました。そして、この学びの過程で一番恩恵を受けたのは、実は自分自身ではないかと思っています。

エピソードをひとつ紹介します。あるとき、対面の相談会で金融業の方が「保険契約に関する強制執行」について質問に来られました。その態度は感じの良いものではありませんでしたが、林弁護士は丁寧に根気強く説明し、最後には「他に質問はありますか？」と声をかけました。意外なことに林弁護士はその後の執行委員会で「自分の感情を上手にコントロールできなかった」と自ら反省されていました。私は林先生の「正義を行い、慈しみを愛し、謙遜に歩む」という生き方に触れ、その謙虚な姿勢に深く感銘を受けました。

**Thank
You**
